

有識者からの意見

(1) 制度の運用一般に関する意見○ インテリジェンス機能の強化に伴う特定秘密保護の重要性に関する意見

今般、インテリジェンスの司令塔機能の強化として国家情報会議・国家情報局が設置される方向とのことで、ようやく我が国も国際水準に追いつこうとしている。現下の不安定な国際情勢・経済情勢にかんがみ、インテリジェンス機能の強化は喫緊の課題であろう。政府として情報の収集・分析等を総合調整する上で、特定秘密の保護はその一翼を担うものとして、重要性を再認識するところである。制度の運用においては、さらに、万全を期していただきたい。

○ 緊張感の確保に関する意見

今回も内閣官房や防衛省において発覚するなど、特定秘密の不適正な取扱いの事例が後を絶たない。昨年も指摘したところであるが、特定秘密保護法の施行から10年以上経過し、実際に特定秘密を取り扱う現場だけでなく、制度を運用・監督する中央でも、緩みが生じていることが懸念される。インテリジェンス機能の強化という重要政策が進められている中、秘密の保護がないがしろにされることはあってはならず、特定秘密保護法の運用に当たっては、政府各層全体としてより緊張感を高めてもらいたい。

○ 運用基準の見直しに関する意見

運用基準の見直しは、①重要経済安保情報保護活用法との整合性の確保、②適性評価の適正かつ効率的・効果的な実施の確保、③業務の適正の確保・特定秘密の保護の徹底に向けた取組の強化のいずれにおいても、適切な見直しと改正が行われたと高く評価ができる。

○ 重要経済安保情報保護活用法との整合性の確保に関する意見

近年、安全保障と経済活動の結び付きが強まる中で、特定秘密保護制度は民間企業の事業活動とも密接に関係するものとなっている。運用基準の見直しで重要経済安保情報保護活用法と特定秘密保護法とのシームレスな運用が求められていることから、その点については引き続き留意が必要である。

○ 特定秘密の管理に係るリソースに関する意見

昨今の社会情勢のなかにおいて、特定秘密の機微の度合い、取扱いの難易度は今後も高まっていくことが予想される。また、情報は年毎に増加していくものであることも踏まえると、それらを適切に取扱うための体制整備を一層、進めていくことが必要になるのではないか。先端技術の適切な活用や導入も検討しながら、しかしながら最後は「人」による作業（取扱い）が残ることを念頭に、特定秘密の管理に必要となるリソース、とくに人材を、十分に確保していくことが肝要ではないかと考える。

○ 情報漏えいを防ぐ手立てに関する意見

運用基準に通報対象の見直しを明記したことは前進した。漏えいが生じても、そのことにその場にいる者が気づいたときに即座に行うべきは行政機関の長や独立公文書管理監への通報ではなく、それ以上の外部への漏えいを防ぐ具体的な手立てである。この場合、防ぐことができたとして上司への報告で終わらすのではなく、同様の事案が起きないように組織として当該事案を共有し、再発防止策を講じるべきである。

○ 本報告の位置づけと作成プロセスに係る負担に関する意見

特定秘密保護制度の目的は「特定秘密の適法・適切な取扱いの担保」であり、国会への報告は、その制度運用実態が適切であったか否かを報告という形で明らかにするものである。すなわち、「報告書の作成」それ自体が目的ではないということである。報告書の作成が、「特定秘密の適法・適切な取扱いの担保」につながるものとなっているか、また、報告書の作成プロセスが関係主体に過度な負担を強いるものとなっていないかを、継続的に注視する必要があると考える。仮に、報告書の作成のプロセスのどこかに過度な負担がかかる構造となっているようであれば、そのような負担の解消に向けての検討も必要となるのではないか。

○ 指定権限を有する行政機関の範囲に関する意見

表1のとおり、特定秘密保護法上の行政機関は28機関で、このうち特定秘密の指定権限を有する機関は20機関に限定されているが、表8のとおり、対象期間末時点における指定件数が0となっている機関が7機関あり、いずれも同法が施行された平成26年12月以降、一度も指定をしていないようである。

既に当諮問会議においても、指定権限を行使しない理由について、幾度か構成員から質問がなされていると承知しているが、他方で、従前において指定をしていなかった内閣府が新規で指定をした例もあり、将来にわたり臨機応変な対応を可能にしておくことが必要であることは理解できる。しかし、これらの機関を将来にわたって「特定秘密の指定権限を有する行政機関」とする必要があるかということに関しては、その前提となる「指定の見込み等」につき、①所掌事務との間の関係で合理的な関連ないし理由があるかという形式的な観点に加えて、②特定秘密を指定する「見込み等」が合理的な蓋然性をもって存在しているか、換言すれば、特定秘密保護法を適用する必要性という実質的な観点から、より積極的に説明することが可能であり、かつ、必要でないかと思われる。また、そうすることが、国民に分かりやすい法の運用に繋がると考える。

○ 指定の有効期間に関する意見

令和7年中に指定の有効期間が満了した件数は0件であったが、特定秘密の指定件数は年々増加の傾向にあり、件数の増減のみで事の是非を論じるわけではないが、有効期間が設定された趣旨に鑑み、慎重な対応を望みたい。

○ 指定の解除に関する意見

令和5年に4件あった指定の全体解除が、令和6年は1件、令和7年は0件だったが、他方で、一部解除は令和6年の2件が、令和7年では12件に増えていることは、特定秘密をできるだけ少なくするという観点から一定評価できる。

今後とも、点検・精査を十全に実施される適宜適切な運用がなされることを望む。

○ 情報収集衛星の画像の公益的利用に関する意見

脚注27で、情報収集衛星の画像を加工処理しウェブサイト新たに紹介するケースが続いており、特定秘密情報を加工して公益的利用をすることが定着してきていることが伺える。特定秘密情報のこのような利活用は推奨されるべきである。

○ 通報窓口の活用実績に関する意見

行政機関内部における非違行為に関する通報については、令和6年以降問題となっている、自治体内部における事案に端を発した公益通報制度を巡る議論にみられるように、公益通報者の保護などにつき、種々の問題が残されていると思われる。とりわけ、警察や自衛隊など階級組織においては、かかる懸念が大きいとも考えられる。この点について、令

和7年中の通報は0件であったが、例えば、今回の報告で挙げられている内閣官房の不適正事案（40頁）などが、仮に職場の中において規程の定め違反した取扱いがいわば「習慣化」していたということであるとすれば、現場における職員の相互チェック（通報も含む）があれば、防止できたのではないかとも思われる。したがって、件数が0であったことをどのように評価すべきかについては、若干躊躇を覚える。

○ 通報窓口を機能させるための方策に関する意見

令和7年中に通報窓口寄せられた通報の件数は0件であったが、これは、「通報すべき事案がなかった」というよりも、通報すべき事案を了知していたとしても何らかの事情や理由により、通報をすることが躊躇されたというおそれがある。通報の対象を広げるだけでなく、「通報窓口を適正に機能させるためにはどのような方策が必要か、その方策を検討するためにはどのような調査が必要か」を真摯に検討すべきではないかと考える。適性評価に関する苦情申出の状況及び改善事例にある報告件数0件についても、同様の懸念がある。

○ 独立公文書管理監に対する通報に関する意見

特定秘密の漏えいや逸脱、違法行為を早急に止めることが最優先課題だと考えると、運用基準V4(2)イ(イ)を厳格に解釈運用すると、通報を自制させることになりかねず、通報制度を作った意義が損なわれる。事態への即応性を考えると、内閣府独立公文書管理監よりも当該行政機関の方が期待できるから、当該行政機関に対する通報を先行することが望ましいが、独立公文書管理監に対する通報を選択することも緩やかに認めるべきである。

○ 適性評価の不同意者や苦情申出者の扱いに関する意見

適性評価について、本年は5年ごとの期限に該当して実施件数が多数であったが、実施対象者が評価を受けることに同意をしなかった件数が、令和3年以降、3件→2件→23件→14件→22件（令和7年）となっており、比較的落ち着いた件数であり、制度の認識・定着が見受けられる。また、苦情は0件であったとのことと手続きが適切に進められたものと認められる。

引き続き、適性評価の実施に同意しなかった職員が業務上の配置で不利益が生じないよう、また、苦情申出制度についても、苦情申出者の個別の状況に留意し、それぞれ適切に運用していただきたい。

○ 適性評価の実施体制に関する意見

適性評価の実施件数の増加に伴い、国会において必要な予算と人員を確保し、適切な適性評価が行われる体制を継続的に維持できるようにしていただきたい。

○ 特別防衛秘密等の適格性の確認に関する意見

特定秘密を取り扱える職員は特別防衛秘密等を取り扱えるとしたことは、同一の調査事項の確認という無駄な手続を省略し、実務の煩雑な業務を軽減し、合理的である。他にも不合理と思われる点があれば検討し、必要に応じて修正すべきである。

○ 民間企業へのより具体的なガイダンスの実施に関する意見

制度の実効性は、厳格さだけでなく、運用の分かりやすさ、予見可能性、行政機関ごとの一貫性によって支えられる面が大きいと考える。特定秘密と重要経済安保情報の整理、適合事業者に求められる保護措置、従業員教育、文書管理や返却・廃棄のルールなどについて、企業が実務上迷わないよう、より具体的なガイダンスや好事例の共有を進めることを期待する。

○ 情報監視審査会への対応に関する意見

運用基準で、行政機関が情報監視審査会の審査・調査に適切に対応するよう明記したが、依然として審査会から問題視される対応状況があることが伺える。審査会は唯一、行政機関外から監視する組織であるから、特定秘密の指定状況が適正であることを対外的にアピールする意味で、行政機関側としては国民の代表者に対して説明義務を果たすという観点からできるかぎり調査に応じるべきである。

(2) 不適正事案に関する意見

○ 迅速・確実な報告体制の構築に関する意見

不適正事案が発生してしまった場合の対応にあつては、軽微な段階において組織のトップまで速やかに報告し、対応することが、より重大な事案への発展を防ぐうえで有効であるとする。各行政機関において、迅速・確実な報告体制の構築と周知・徹底を図ってもらいたい。

○ 率直に報告できる環境整備に関する意見

不適正事案については、政府自らが高い規律をもって制度運用を行い、問題が生じた際には原因、影響、再発防止策を分かりやすく示すことが重要である。その際、過度に懲罰的な雰囲気が強まると、現場の小さな違和感が共有されにくくなり、結果として問題の早期発見を妨げるおそれもあるため、相談窓口や通報制度が実際に機能し、現場から率直に報告できる環境を整えることが極めて重要である。

○ 不適正事案の発覚の経緯の共有に関する意見

不適正事案の再発防止を検討するにあつては、「不適正事案がどのような経緯で発覚したのか」を把握しておくことが有効と考える。そうすることで、不適正事案のリスクが顕在化する前に、事前に予防策を検討できると考えられるためである。報告書にはこのあたりの経緯についての記載がないが、可能な範囲で記録に残しておくことで、情報が共有され、不適正事案発生を抑止につながるのではないかと考える。

○ 検査の充実に関する意見

内閣官房の不適正事案は、職場において習慣化された一種の「ローカルルール」が形成され、それが本来の保護規程に違反していた事案ではないかと推測される。これは職場環境に起因するものであると思われ、日常的なチェックや検査の充実が必要である。

○ 保安全管理措置に関する意見

行政文書の誤廃棄の事案については、従前より、当該行政文書を利用する事務の一般的なプロセスに従って、当該行政文書・情報の流れや管理の手順を改めて点検することが再発防止に資するのではないかとすることを指摘してきた。特定秘密の管理については、関係する行政機関によって状況が異なるところ、それぞれの現場の状況に応じた保安全管理措置がなされるよう引き続き検証・検討が必要である。

○ 情報管理の在り方に関する意見

海上自衛隊潜水艦「せいりゅう」の事案は、それ自体、悪質性はなく、影響としては限定的なものであると思われるが、「情報」管理の在り方として考えさせられるものがある。「情報」がそれ自体としては、(文書とは異なり)形のないものであることを踏まえ、情報保全(リスク管理)の観点から研究の対象となる事例であると思われる。

○ システムの構築による現場の混乱の解消に関する意見

防衛省・自衛隊については、特定秘密を日常業務において扱う程度が格段高く、関与する自衛隊員の数も多数にのぼる。今般「総合秘密保全システム（仮）」が導入されることであるが、自衛隊員の人事異動や部隊の運用など、現状に対応するシステムが構築されることにより、現場部隊の混乱・疲弊が解消されることを期待する。

ヒューマンエラーは必ず生じるので、関係者の心理的負担を軽減するために、人の判断になるべく頼らなくてよい仕組みにしていくべきであり、その方向に進めていることは評価できる。

○ 適正な制度運用を図るための電子化・システム化に関する意見

本年、指定解除がなく、延長・指定件数が増加した結果、特定秘密が記録された行政文書の保有件数が令和3年の約57万件から、同7年は約80万件と逐年、激増している。それゆえ、不適正事案も報告だけでも一定数に上った。その内容は、適性評価の期限切れ職員に関するものという更新時期にみられる初歩的ミスが2件認められた。その他、無線機や暗号装置の操作誤りによる暗号規約の消去や廃棄の手続き遺漏というお粗末な人為的ミスも散見された。いずれも初歩的ミスとも見える。防衛省においては、今後、総合秘密保全システム（仮）を導入することに先立ち、適性評価の実施状況を管理する機能等について先行的に運用されることであるが、政府としても電子化・システム化によって、制度全般において、人為的・初歩的ミスが解消されること、また、運用の迅速化・省力化を期待する。

○ 不適正事案が頻発することへの対応に関する意見

不適正事案が多発している状況は、我が国の秘密保全体制に対して同盟国・同志国からの信頼を毀損しかねない重大な事態であると認識している。改正された運用基準を厳正に適用することにより、迅速に適正な運用を確保していただきたい。

なお、今後も、このような不適正事案が減少しない場合には、5年後の運用基準改定時に合わせて、保護規程等に違反していることを認識しながら特定秘密を扱った者又は扱わせた者に対しては、「特定秘密を漏らすおそれがないとは認められない者」として、それ以降は特定秘密を取り扱う職務に就けない等の処分の導入を検討すべきである。

(3) 国会報告文書の構成や内容に関する意見

- 重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律（令和7年法律第42号）において、特定秘密を扱う重要電子計算機について定義されている趣旨について、国民に分かりやすい形で、本文又は脚注で説明していただきたい。

（政府の対応）

脚注4に、その趣旨を記載した。

- 「表2 各行政機関に置かれた特定秘密管理者（令和7年末時点）」において、法律の制定等により変更のあった特定秘密管理者については説明を加えるべきである。例えば、内閣官房における内閣サイバー官（内閣サイバーセキュリティセンター長からの変更）、内閣府における政策統括官（サイバー安全保障担当）の追加、警察庁におけるサイバー警察局長の追加については、その理由をまとめて説明することが望ましい。

（政府の対応）

本文に説明を追記した。

- 「3(1)カ 各行政機関が特定秘密に指定した情報の内容」に関し、現在は箇条書きとなっているが、表等にした方が見やすくなるのではないか。

(政府の対応)

そのように修正した(2(1)ウ及び3(1)カ)。

- 「2(5)適性評価の実施の状況」及び「3(3)適性評価を経た特定秘密の取扱いの業務を行うことができる者の数」において、適合事業者に関する付随する情報(業種や規模等)を記載することはできないか。

(政府の対応)

脚注15に、適合事業者について記載した。

- 「2(5)ア行政機関別の適性評価の実施件数及びその推移」に関し、特定秘密を漏らすおそれがないと認められなかった5件ほどの行政機関に係るものを明らかにすることはできないのか。明らかにすることが機微であるとの判断であればその旨を説明しておくべきではないか。

(政府の対応)

脚注19に、行政機関別の内訳を明らかにすることができない旨を記載した。

- 表15には検査時期が記載されているが、検査の概要も記載することはできないのか。

(政府の対応)

脚注38に、検査の概要を記載した。

- 4(2)保護措置に関する検査及び不適正事案の発生の状況」に関し、内閣官房で「特定秘密文書9,424件を、保護規程で定める保管容器に保管せず、執務室内の施錠した引出し等に保管していた」という不適正事案について記載がある一方で、表15では、内閣官房の検査結果は「特定秘密の表示がない文書があり、補正した」とだけ書かれている。検査では不適正保管が発見できなかったのか、発見したのに表15に記載がないのか疑問を感じる。

(政府の対応)

表15の内閣官房の検査結果に40頁に記載した不適正保管について追記した。

- 「4(3)内閣府独立公文書管理監への対応」に関し、関係行政機関は必要な措置を講じたとの記載があるが、どのような是正措置を講じたかを記載することはできないのか。

(政府の対応)

そのように修正した。